

## 「さぬき讃フルーツマスターショップ」募集要項

### 第1 趣旨

常設コーナーの設置や対面販売などにより、「さぬき讃フルーツ」の積極的な販売と併せて、品種の特徴や産地の魅力などを消費者にわかりやすくPRできる販売店を「さぬき讃フルーツマスターショップ」として登録し、消費者や生産者への効果的な情報発信を促進することにより、「さぬき讃フルーツ」の消費拡大と一層のブランド化を図る。

### 第2 登録要件

「さぬき讃フルーツマスターショップ」の登録要件は次のとおりとする。

- ① かがわ地産地消協力店に登録されていること。
- ② 概ね年間を通して「さぬき讃フルーツ」の取扱い実績があること。
- ③ 原則として対面販売であり、「さぬき讃フルーツ」の販売とPRを積極的に行っていること。

### 第3 申込方法及び受付

- 1 所定の申込書（別紙様式）に必要事項を記入の上、協議会会長に提出する。
- 2 申込書の受付は随時行う。

### 第4 審査及び登録

- 1 協議会会長は、申請の内容等を審査し、登録が適当と認められる場合は、「さぬき讃フルーツマスターショップ」として登録する。また、登録の可否を申込者に通知する。
- 2 協議会会長は、登録した店舗（以下「登録店」という。）を、ホームページ、パンフレットなどにより、広く県内外にPRする。

### 第5 登録期間

登録期間は、登録から1年間とし、登録店からの申出等、特段の事情がない場合には、1年間継続するものとし、以後同様とする。

### 第6 登録の取り消し

協議会会長は、登録店について、登録要件を満たさなくなっていると認められる場合、その他法令違反等、「さぬき讃フルーツマスターショップ」として不適当な事由が発生した場合は、登録を取り消すことができる。

### 第7 その他

この要項に定めるもののほか、「さぬき讃フルーツマスターショップ」の登録に関し必要な事項は協議会会長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

かがわ農産物流通消費推進協議会長 様

申 込 者  
住 所  
氏 名 印  
(団体又は法人にあつては、代表者名)  
電 話 番 号  
F A X 番 号

### 「さぬき讃フルーツマスターショップ」登録申込書

「さぬき讃フルーツマスターショップ」として登録したいので、次のとおり申し込みます。

#### 記

#### 1 店舗の概要

店 舗 名	
店 舗 の 所 在 地	
代 表 者	
主 な 営 業 品 目	

#### 2 登録要件に関する事項

① かがわ地産地消協力店への登録内容			
登録番号		登録年月日	
② 「さぬき讃フルーツ」の取扱品目(実績)			
③ 「さぬき讃フルーツマスターショップ」としての取組方針			